

## 1 目的

本市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度7の激しい揺れや大津波の発生が想定されています（静岡県第4次地震被害想定）。

想定される被害を少しでも減らすため、毎年、自主防災組織を中心としたさまざまな訓練が行われておりますが、市では「市民ひとりひとりの防災意識の高揚による減災の実現」と「地域で想定される被害に応じた災害対応力の確立」を目的として、「地域防災訓練」を実施します。

また、今年度は「避難指示」への一本化など、新しい避難情報の発表に基づく適切な避難行動、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営の確認など、自分と家族の命は自ら守る「自助」、皆で助け合い支え合う「共助」を実践する訓練を行い、地域防災力の一層の向上を図ります。

## 2 地域防災訓練

### 【訓練実施上の留意事項等】

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、新しい生活様式の徹底を図ることとし、以下の事項等に配慮しましょう。

- ・実施日、実施場所の分散等による密集の回避
- ・参加者名簿の作成や「接触確認アプリCOCOA」の登録
- ・参加者は、訓練前に自宅又は会場で検温を行い、発熱時は参加を見送ること
- ・手指の消毒、マスク着用の徹底
- ・共同で使用する物品、機器等の消毒
- ・会話をしながらの飲食の回避
- ・換気の徹底

### (1) 訓練日時

令和3年12月5日（日） 「地域防災の日」 午前9時～12時

### (2) 訓練想定

12月5日(日)午前9時に、「静岡県第4次地震被害想定」による「レベル2（南海トラフ巨大地震マグニチュード9程度。各区における被害想定最大のケース）」の地震・津波が突発的に発生し、市内で最大震度7の揺れを観測した。

この地震により、建物の倒壊、地盤の液状化、延焼火災発生、沿岸部では大津波が襲来、中山間地では山・がけ崩れが発生し、孤立集落も発生した。

### (3) 情報伝達スケジュール

時間	伝達方法	伝達事項
午前8時 30 分	同報無線	訓練事前放送
午前9時 00 分	同報無線	訓練地震発生放送 大津波警報発表時のサイレン吹鳴
	緊急情報防災ラジオ	訓練地震発生 大津波警報発表放送
	静岡市防災メール	訓練地震発生メール送信
	緊急速報メール	大津波警報発表メール送信

### (4) 訓練のポイント

地域によって災害リスクは異なります。家屋倒壊、火災、土砂災害、津波など、自らの地域の災害リスクを確認し、地域に合った訓練を実施することが大切です。(訓練の企画や実施内容についての相談は下記「4 訓練の相談等」の連絡先へお気軽にご連絡ください。)

#### ア 自助：自らの命を守り、生活を守るための行動と備え

- ・「静岡市防災マップ」や「ハザードマップ」等による被害想定の確認
- ・地震発生後に想定される被害の確認(余震、土砂災害、津波、延焼火災、液状化、ライフライン被害など)
- ・自宅の耐震性の確認、家具等の固定、備蓄品の確認(7日分以上) など

#### イ 共助：地域で協力して地域を守る

- ・自主防災組織の体制の確認
- ・防災資機材等の点検、操作方法の確認や消火、救出救助訓練の実施
- ・情報収集活動(地域住民の安否確認、被害状況など)訓練実施
- ・災害時における要配慮者や避難行動要支援者への支援
- ・消防団、水防団や事業所等との連携
- ・医療機関との連携 など

#### ウ 避難所・救護所の運営体制の確認

- ・避難所設置、運営訓練(防災資機材等の確認、避難所運営手順の確認、避難所における感染症対策の確認 等)
- ・救護所訓練(三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)が主導)  
(医師等の参集、救護所の開設・運営手順の確認 等) など

### 3 地域独自の訓練実施について

市では上記の訓練実施日を統一実施日として訓練を実施しますが、地域の災害リスクや事情を考慮して別の日や複数の日に訓練を実施したり、異なる想定（地域防災訓練で台風の想定で訓練を実施する。災害発生時間を夜間に設定するなど）で訓練を実施していただいてもかまいません。

### 4 訓練の相談等

訓練の計画・実施における相談等がある場合は、下記へご連絡ください。

連絡先	電話番号・FAX 番号
葵区 地域総務課	電 話：2 2 1－1 3 4 3
地域防災係（葵区役所 1 階）	F A X：2 2 1－1 1 0 4
駿河区 地域総務課	電 話：2 8 7－8 6 8 3
地域防災係（駿河区役所 3 階）	F A X：2 8 7－8 7 0 9
清水区 地域総務課	電 話：3 5 4－2 0 2 4
防災・防犯係（清水区役所 4 階）	F A X：3 5 1－4 4 7 0
【救護所訓練について】	電 話：2 2 1－1 3 3 2
保健福祉長寿局保健衛生医療課	
医療事業係（静岡庁舎 14 階）	F A X：2 2 1－1 1 6 2
危機管理総室	電 話：2 2 1－1 2 4 1
危機対策係（静岡庁舎低層棟 3 階）	F A X：2 5 1－5 7 8 3

### 5 訓練中止等の決定

基本的には各自主防災会の判断によるものとしますが、以下の場合は市の訓練（同報無線などの情報伝達及び地区支部職員の派遣）は中止します。

#### （1）自然災害

- ①市内で震度 4 以上の地震を観測した場合、津波注意報・警報や大雨警報等の気象警報が発表された場合
- ②「大規模地震に関連する情報（定例の調査情報を除く）」が発表された場合
- ③災害が発生し、市全域に被害が及んだ場合
- ④その他訓練を中止する必要があると市が判断した場合

#### （2）新型コロナウイルス感染症

- ①静岡県に緊急事態宣言が適用された場合
- ②静岡市にまん延防止等重点措置が適用された場合
- ③その他感染状況により訓練を中止する必要があると市が判断した場合